

浦上の切支丹

紅毛南蠻人が根強い力を植付たのは、耶蘇を信仰する宗教である、この教義を我邦の人達は切支丹と言つた。

此の宗門が、逸早く擴まつて、殉教者の多くを出し、現在でも全村の多くは此の教へに跪くものが多い土地は、長崎市外の浦上村である。長崎の町に入るすぐ小高い小山には、天に聳える様な大天主堂が見えて、日曜日には、聖なる鐘が鳴り渡ると、山の中、林の中、畑の畔道に老若の信者が、此の天主堂の奥深くに吸ひこまれて居る、弓なりに曲つた腰に、片手を置いて竹杖を握り孫を連れて歩む老婆の顔には、晴々とした大安心の色がある、手や足が泥に塗れたのを、美麗に洗ひ取つた若者は、欣しさを足どりで進んで居る、此の日曜日には、町に籠を擔いで賣り歩く者も、鋤を手に畑を耕す者も、野に牛を追ふ者も、豚飼ひに忙しい者も、日曜日を休日ドンタクと唱へて、彼等は、天主堂にお祈禱する事を何よりも樂しみとして、大殿堂の神前の人となる者が住む地が浦上村で有る。

浦上の人達の信仰は、今日初つたものでない、彼等は祖先代々の熱心なる信者であつた、その爲めには、父を失ひ、妻を殺し、兒と別れた體験を持つ、哀話を幾つとなく残して來たのである。血と靈の犠牲は、天主堂内に祭られるもの、寺院の境内に立てられた石碑等が、涙を誘ふのである。

慶長元年十二月には、豊臣秀吉の嚴命に依つて捕はれた、京都在住の伴天連やフランシスコ會

耶蘇會、その他の信者等が、遠く肥前長崎に護送された、彼等の數は二十六人で、全部が跣足のままで、陸路を歩みつゝ立山の刑場に向つた。一行は、浦上に来ると休息を許された、その時の有様を仰ぎ見た浦上の農民等は、信仰の強い力を知つて、彼等が、再び刑場へと、急ぎたてられる姿を、落涙して見送つたのであつた。

夕陽が、稻佐岳に沈み、紅に焼けた雲間に、最後の光を投げる頃には、磔刑柱には、刑卒が突出した槍先に、彼等の尊い魂は、天國に飛んで行つた、これが世に言ふ二十六聖人の殉教であつた。

此の歴史に關係ある村の事として、幾人の宣教師が、此處等の山に登り、谷に降りては、殉教者の事を思ひ耽つた、或宣教師は、家の外に遊戯する子供を招いて菓子を興へたり、野良に働く農民に聲をかけたが、切支丹信者らしいものが居無ければかりでなく、何等の親しみも自分等に持たない事を知つて落膽した。が、この宣教師を眼にした婦人等は、村々の人に言ひ觸らしたので、翌日から大勢の信者が續々と集つて來たので、初め失望したヒュレ師の歡喜は、胸に滿々たのであつた。

ジワノ、ジワノナ、ミギルと呼ばれる信者は、中野郷宇塔屋で火刑の宣告を受け、その三人の遺骸は、その場所に、信者の手厚さに依つて葬られ、ベアトスさまの墓と稱へられ、毎日參詣人が絶えなかつた、ことに三人の殉教日には大勢の信者が、彼等の墓を取巻いて、祈る聲々が聞えた、ベア

スは福の多い人、信仰深い人の意義で有る。

浦上の地は大村領であつた、本原郷、家野郷、中野郷、寺野郷、里郷、馬込郷といふ大字を含んで幾多の小字に分たれてあつた、二十六聖人が、休息したのは、その頃建てられてあつた慈恵病院であつた。

建てられた天主堂は破壊され盡し、信者は捕へられて、轉宗しないものは、慘酷な處刑を受けねばならなかつた、さしにも多い信者の數も一人減り二人減りして、耶蘇の教へは消えてしまつたといふのは、表面の事であつて、密に信奉する熱心なる者が居たが、切支丹宗門の再興に力を注ぐ者が少なかつた。

中野郷小字中野に住む孫左衛門は、同郷の岡に住む七郎左衛門と懇意の間柄であつた、二人とも自分々の心中では、彼はキツト切支丹の信者に相違あるまいと考へて居たが、深く警戒して、露程も心底をあかさうとしなかつた。或時二人は、美しい川に出て白魚漁に日を過した、白魚は、彼等の網をひく築といふ地の名物で、その川は浦上川であつた。何時かは打明話をしやうと思つて居た孫左衛門は、思切つて七郎左衛門に切支丹の話をしやうと口をきつて見た、案の通り七郎左衛門の顔色には欣びの色が現れて、二人は抱きあつて同宗門の幸福を稱へ乍ら、歡喜の涙がハラ／＼と落ちたので

あつた。その時の孫左衛門の懐中には、まさかの用意に、鋭利なる短刀が隠されて居た。二人は、天にも昇るが如き心地して、それより、村々の人々に切支丹の教の尊きを述べ、信仰をすゝめ等して、遂に浦上教會の再興を見るに至つた。孫左衛門は、信者の人々に押されて、その頭目となり、彼の子孫はよく孫左衛門の信仰をついで、二百年間、七代の信者を出したばかりでなく、御帳方といふ大切な役を務めたのであつた。御帳方は全村に一人が選出された、その役目は曆を預つて、それに基いて主日と祝祭日とを調べ、各々の信者に傳へるのであつた、曆は、祝日表とも言はれて居る。その曆の繰り方は、春の彼岸中日を、聖マリアの御告日と定め、その日から九ヶ月目に當る冬至前後の木曜日御身のナタラとした、御身のナタラとは、耶蘇御降誕の事である。御身のナタラから六十六日目の水曜日は入りと名づけ、悲しみの節、或は春の中とも稱へた、入りから四十六日を上りと言つて御復活の日と定めた。

御水方といふ役は、生兒に洗禮を授ける事が、主要な仕事ではあるが、御帳方に面會して、次の祝日を聞き取つて、これを開役に告げる事をもした。

開役、これは字毎に一人づゝ居て、祝日を家々に傳へ歩く事を引受けた。神を信じるには、禮拜の祈禱が必要である。私は、吉利支丹曆と、祈禱の中で、珍らしいものを擧

げねばならない。

二月 小

廿六日 サンタ、丸屋の御つげの日。(天使がサンタ、マルヤに御告白。)

三月 大

五日 どみいご(主日)。ふらんしすこ、こてから。(聖フランシスコ、デ、パウテ公奉日。)

十二日 どみいご。むらすみの。サンタ、丸屋、けれよとす。(枝の主日。)

十四日 サン、りえん、はつは、こんえそうる。(聖レオ第一赤教皇博士公奉者。)

十九日 はすくわ、どみいご。サン、らんべんと。(御復活の主日。聖ランペルト殉教日。)

二十日 サン、あにせじとの、はつはの、丸じ。(聖アニセト教皇殉教日。)

廿一日 サン、えりうてりよ。(イリリアの司教。)

廿六日 どみいご。サン、じやかぜ。(聖ゼオルジオ殉教者。)

四月

二日 サン、平とろ。(聖ペトロ殉教者。)

三日 どみいご。あまばふる。(聖アマトル殉教者。)

四日 サン、ひりん、サン、しやから、あぼふすとろ。(聖ヒリツボ、聖ジャコボ使徒。)

六日 サンタ、くるすの、いんべん所。(聖十字架の発見。)

十日 どみいご。サン、すたにすらを。(聖スタニスラオ司教殉教者。)

十一日 サン、みげる、あるから所、ひすほ。(聖ミカエル大天使の出現。)

十七日 どみいご。サン、ほろはしよの、丸じ。(聖ボニハシオ司教、殉教者。)

廿四日 どみいご。われんて、まるじ。(聖ワレンス司教殉教者。)

廿八日 御身の御さんごん。(我主の御昇天に當る。)

五月 大

二日 どみいご。サン、せるまん、ひすほる。(聖セルマノ司教。)

九日 すびると、さんとの、どみいご。(聖降臨の靈の主日。)

サン、けれの、丸じ。(クイリノ殉教者。)

くわた、ぜじん。(四季の水曜日、大齋。)

せすた、ぜじん。(四季の金曜日、大齋。)

さばと、ぜじん。(四季の土曜日、大齋。)

浦上の切支丹

十六日 ちりんだあての、どみいご。(至聖三位の主日。)

サン、ばるなべ、あぼうすところ。(聖徒バルナバ使徒。)

二十日 サント、さからめんと、いはい日。(聖の祝日。)

廿三日 どみいご。サンタ、丸こす。(兄弟の祝日、聖マルコ、マルセルリアノ殉教者。)

廿八日 ぜじん。

廿九日 サン、じわん、ばうちいすもの、ごたんじやうの日。(洗者聖ヨハネ誕生の前日。)

卅日 どみいご、サンけれ、こんえそうる。(聖グリニエルモ公奉者?)

六月 小

三日 ぜじん(聖ペトロ及び聖パウロ使徒の前日。)

四日 三平とる、サン、はうろ、あほふすところ。(聖ペトロ及び聖パウロ使徒。)

七日 どみいご。サンタ、丸屋、ひすほ。(聖マリア訪問の祝日。)

十四日 どみいご。サン、ぜの丸じ。(不明。)

十五日 七人きやうだいの丸じ。(聖七兄弟及び其侶殉教者。)

廿一日 どみいご。サン、いういよの、丸じ。(聖イラリノ殉教者の誤りか。)

廿六日 ありしよ。(聖アレシヨ公奉者。)

廿七日 サンタ、丸や、まだれな。(聖マリア、マダレナ悔悛者。)

廿八日 どみいご。サン、あほろにや。(聖アポリナリス司教殉教者。)

廿九日 ぜじん。(聖ヤコボ使徒の前日。)

七月 大

朔日 サン、じやかう、あほふすところ。(聖ヤコボ使徒。)

二日 サンタ、まるや、おんはは。(聖アンナ聖母の母。)

五日 サンタ、まるや、びるぜん。(聖マルタ童貞。)

六日 どみいご。サン、おぶとん。(陽曆七月三十日はアプトン及びセンネンの祝日。)

七日 サンタ、いなつしよ。(聖イグナレオ公奉者。)

十一日 サン、どみごす、こんえそうる。(聖ドミニコ公奉者。)

十二日 ゆきの、サンタ、丸や。(聖マリアの雪の聖堂奉獻。)

十三日 どみいご。御身のたらんすぐらさん。(吾主の御變容。)

十六日 ぜじん。(聖ロレンソの前日。)

- 十七日 サン、のれんそ、丸じ(聖ロレンツ殉教者)
- 十八日 サン、ふらんしすこ。(?) (不明)
- 十九日 サンタ、からう。(聖クララ童貞)
- 二十日 どみいご。サン、いきんど。(聖イツボリトの殉教日)
- 廿一日 ぜじん。(聖母被昇天の前日)
- 廿二日 サンタ、丸屋の御上天。(聖母の被昇天)
- 廿六日 サンタ、てから。(テカラ殉教日)
- 廿七日 どみいご。三平とろ。(聖ベルナルドの誤?)
- 三十日 ぜじん。(聖バルトロメオ使徒の前日)
- 閏 七月 小
- 朔 日 あほふすとろ。(聖バルトロメオ使徒)
- 四日 どみいご。
- 十一日 どみいご。
- 十六日 サンタ、丸屋御いはひ。(聖母の御誕生)

- 十八日 どみいご。
- 廿二日 サンタ、まるやの、えさるたさん。(聖十字架の顯頌)
- 廿五日 どみいご。サン、たんべんと。(聖ランベルト)
- 廿八日 ぜじん。(聖マテオ使徒の前日)
- 廿九日 サン、まちやす、あほふすとろ。(聖マテオ使徒福音史家)

八月 大

- 二日 サン、ぼんしやの、はつば。(聖リノ教皇殉教日)
- 三日 どみいご。
- 六日 サン、かうすめ、たみあん。(聖コスマ及び聖ダミアノ殉教者)
- 八日 サン、みげる、あるかん所、てちかさん。(てちかさんとは、デヂカシオ奉獻)
- 九日 サン、せろにうあ。(聖エロニモ公奉者)
- 十日 どみいご。
- 十三日 サン、ふらんしすこ。(聖フランシスコ公奉者)
- 十六日 サン、まるこす。はつは。

十七日 どみいご。御身いただき申されたるしめおん。

廿四日 どみいご。

廿六日 サン、あんでれい。(聖アンデレア。)

廿七日 サン、るうかす、えわんせりした。(聖ルカ福音史家。)

九月 大

朔日 どみいご。サンタ、丸屋、さらめ。

六日 ぜじん。さびいな。(聖女サビナ聖シモン及び聖ユダ使徒の前日。)

七日 サン、しもん、所たす、あほふすところ。(聖シモン及び聖ユダ使徒。)

八日 どみいご。

十一日 ぜじん。もろくのべやとの日。(諸聖人。)

十二日 もろくの人のともらい。(諸人の弔日。)

十五日 どみいご。

廿八日 三平とろ、三ばうろ。(聖ペトロ大聖堂の奉獻紀念。)

廿九日 どみいご。サンほんしやの、はつは。サンタてうかさん。

十月 小

朔日 サンタ、丸屋の、びるぜん。(聖マリアの奉獻。)

五日 サンタ、がりちいな。(聖カタリナ童貞殉教者。)

六日 あつべんとの、どみいご。(待降節第一主日。)

九日 ぜじん。(聖アンドレア使徒の前日。)

十日 サン、あんでれい、あほふすところ。

十二日 サン、ふらしすこ、しびえる。日本きりしたんだあで、御かいさん。(聖フランシスコ、シヤ

ピエル、日本基督教會の開山。)

十三日 どみいご。

十八日 サンタ、丸屋。こんぜんさん。(聖母の汚なき御孕。)

二十日 どみいご。

廿三日 サンタ、丸屋、ひすぼ。(聖ルシア童貞殉教者の誤?。)

廿七日 どみいご。

十一月 小

- 朔日 ぜじん。(聖トマ使徒の前日。)
 - 二日 サン、とめい、あぼふすところ。
 - 三日 ぜじん。(四季の金曜日。)
 - 四日 ぜじん。(四季の土曜日。)
 - 五日 どみいご。
 - 六日 御身のなたる。(吾主の御降誕。)
 - 八日 サン、じわん、ゑわんせりした。(聖ヨハネ使徒福音史家。)
 - 十二日 どみいご。
 - 十三日 御身の、しるくんしさん。(吾主の御割禮。)
 - 十八日 三人のていわう。(公現の祝日にて三人の帝王とは、the magi or the kings の事)。
 - 十九日 どみいご。
 - 廿六日 どみいご。
 - 卅日 三平とろ、こてから。(聖ペトロ使徒ローマに教座を設置す。)
- 十二月 大

- 二日 サン、ばしちやん。(聖セバスチアノ殉教者。)
 - 三日 どみいご。
 - 十日 どみいご。
 - 十五日 サンタ、丸屋、ふりひかさん。(聖母の御潔。)
 - 十七日 どみいご。
 - 廿四日 どみいご。サン、でしてりよ。
- 正月 大

元日 御まもりの、サンタ、丸屋。(日本にて特に定められた祝日。)

二日 サン、まるぜじとの、丸じ。(聖マルセルノ殉教者。)

三日 サン、ぜのひよ、丸じ。(聖ゼノビヨ殉教者。)

以上の暦は千六百三十四年二月より、千六百三十五年正月迄の分である。吉利支丹暦は、宣教師より、口授の時、誤つて寫したものが可なりあるのであるから、全然意味を爲さないものが多い事を知らねばならない。

御身のナタテより六十六日目の水曜日は入りである、悲しみ節、又は春の中と稱する四旬節の初め

であるから、精進である斷食をするのが習はしとなつて居るので、その前日には、鶏卵か鳥獸の肉を口にす、春の中は絶対に禁肉主義を保ち、御復活の前三日、後三日には、日曜日に禁ぜられて居る通りに、種子蒔、肥料を使用の事、裁縫をしないのである、眞劍なる信者は、數日間前から、毎日握飯一個の小食で辛抱し、茶、雑談等の事もさけ、祈禱をつゞけ、吾主の御受難を思ひつゞけるのである。御復活は上りと云つて、肉食を爲し、聖像を取り出して、叩頭する。御降誕の日は家毎に馳走をつくり、飼牛には、今夜お子さまが牛小屋に御降誕あそばすと云つては、小屋の内外を清潔に掃除し、産湯の水にとて、飼桶に水を入れ、藁を新にしきならべ、赤飯を牛に喰せ等して、家の中では、お子さまが寒さに凍えなさらぬ様にと、薪を絶えず爐に焚るのである。

御降誕の夜になると、天使祝詞を百五十度づゝ誦へ、それを知らぬ子供の方は、親が代つて誦へるのである、シロに知られぬやうに彼等は、十露盤を前に置いて、祈る一回毎に、球を弾いて、誤間化したのである。

切支丹信者はクロ宗と呼ばれたので、彼等は、佛教信者をシロと言つたのであつた。祈禱を習ふのは、春の中の四十六日間であるから、なか／＼記憶されるものでなかつた。彼等信者は、天主をデウスさま。或はデウス御三品さま。御三品さま。御親デウスさま、御子さま

スピリト、サントさまと言つた。主イエズ、をジゾース。ジウスさま。御身さま。聖母をサンタ、マリアさまと呼び、善か人とは、信者を指して云ふ言葉であつた。祈禱文の中から三四を、あげて見よう。

天使祝詞

ガラスサ満々給ふマルヤの御身に御禮をなし奉る、御主は御身と共に在ます、女人の中に於て分けて御果報いみじきなり。又御胎内の御身に於て在ますゼズも尊く在ます、デウスの御母サンタマルヤさま、今も我等が最後にも、我等悪人の爲に頼み給へ、アンメイ、ゼズス。

主禱文

天に在す我等が御親、御名も尊きの給へ、御代來りたまへ、天に於ても思召すまゝなる如く、地に於てもあらせ給ふ、日々御養ひ、今日我等に與へ下さる如く、我れ人に赦し申す如く、我等が科も赦し給へ、我等テンタサンに放し給ふ事なかれ、兇惡よりはのがし給へ、アンメイ、ゼズス。夜、床寝の時

莫産は御棺、枕は十字架、その身は死影、衣服は蓋にして、靈魂は天主に獻げ奉る。恐怖の場所を通る時

大天狗、大天狗、そこ立退ける、此路は天主の路、御身様の御言葉を以つて通らすぞ。
夕の祈

萬事叶ひ給ふ御身様を初めとして、何時も童貞聖マリア、聖ガブリエル大天使、御告ある時、御嬉の爲めに、アベマリアを三遍申し、右の一遍は天主バチルさまに捧げ奉る、我れ今夜の夜に、不慮の災難、頓死せざる様に、御計ひを頼み上げ奉る。次の一遍は御子ヒリオ様に捧げ奉る、我れ最後に及びし時、憐み給へと頼み上げ奉る。三番目の一遍はスピリト、サントさまに捧げ奉る。我れ死して後、御糺明に落つる時、地獄の火焰を遁らせ給へば、煉獄の御人數に召し加へ給へと、謹んで頼み上げ奉る。アンメイ、ゼズス。

船出の時

此船サン、ノレンゾ様の莫産船にて、だんぶ、だんかん穩かにもとのだんかんに御着け給ふ様に頼み奉る。

テンタサンは誘惑、だんかんは欄干の誤、だんぶは、不詳である。

祈禱文は、耶蘇教の各派に依つて相違の點があるが、浦上村では、ゼズイト派、フランシスコ派、ドミンコ派、アウグスチン派等の布教が行はれたのであつて、祈禱文に依つて、何派と分類する事は困

難な事であらう。

浦上の信仰力は恐しくも強いものであつたが、或百姓が臨終の時、神を祈り乍ら、涙聲に、自分は神の尊さを知つて、信奉したが、父や母は、天主を知らずに死んだその罪を許し給へと唱へつゝ、嘆息した者もあつた。

現在、大天主堂内で、何千といふ信者が、降誕祭の時には、板張の禮拜所で、美しいステンド、ガラスの光りに彩られ乍ら、ナルゴルの音と共に靜なる嵐の様なる祝歌を口にするのを聞く事が出来る、それ等の多くは、羅典語である。

御降誕

司祭が告白の祈りを誦ふる時

ドミヌス、デクシト、アド、メ、ファイリウス、メウス、エ、ツ、エゴ、オデエ、ゼヌイ、テ、クアレ、フレムエルント、ゼンテス、エト、ポデプリ、メヂタチ、セント、イナニア。グロリア、バトリセクロルム、アメン。

祈禱、祝歌についで、聖母に祈る文をも、記しておき度い。

聖母に永續を祈る文

天の元后にて在ます聖母マリヤ様、私は是まで罪惡の鐵鎖につなされ、惡魔の奴隸でありましたが、今、幸にその鐵鎖を振斷り、其奴隸の苦を免れ得ましたから、一身を御身に獻げ、永く御身の僕婢となり、謹んで御前に敬事へ奉ると約束いたします。私を受付け下さいませ。私は憐れな罪人ではあります、幸にお拒絶けなさいませ。

あゝ聖母よ、私は一切の希望御身に投掛け、如何なる恩恵も御身よりお立ち申すのであります。此の信賴の心こそ、私の救靈の保證とも謂つべきものであれば、天主様が特別の御憐れもて之を私に賜うたのは、感謝に堪へない所であります。私が今日まで幾度となく跪き倒れたのは全く御身に信賴まなかつたからであります。唯今私は御子耶穌様の御功德と御身の御祈禱とによつて、罪を悉く赦されたものと安心しては居ますが、然し何時、復た敵の計に落ちて、御子の聖寵を失はんかも知計り難い、危険は依然として残つて居る。敵は眠つて居ない、幾多の誘惑は新に襲ひ蒐るに相違ありません。あゝ聖母よ、私を護り給へ、私が再び惡魔の奴隸たるを許し給はず、何時までも、何處までも私を扶け給へ。御身に信賴んで止まなければ、必ず私を扶けて、敵に打勝たして下さるとは飽まで承知して居ますが、然し危険に臨んでも御許に駆け付けず、爲に滅亡の淵に陥りはしまいか、唯だ足のみが氣遣はしくなりません。改めてお願い申します、何うぞ誘惑に襲はるゝ毎

に、早速御足の下へ駆寄つて「あゝマリヤ様、私をお援け下さいませ。憐の御母よ、私に天主様の聖寵を失はせないで下されまし」と呼はる御恵を乞求め給へ。アメン。

浦上村の中の、家野郷には、サンタ、カラ、を祭る伽藍が、切支丹讚美者の力に依つて、青々と繁れる森の中に建立されて、ゼズス、キリストをあがめ祈る聲々が、村童達の口に迄唱へられて居た。信仰の焰は炎々と、此の郷を中心として、長崎の港の外である海岸や、島々へと根深く傳はり擴まるのであつた。しかし迫害の手は、此の聖堂をも破壊せずには置かなかつた、苔むした礎石の間には、蟲が悲しく集いたりして、風雨のみが、雜草を、おとづれて居た。

八月十三日の、十三夜の月が圓かに、東の空を美しく染め出して、山の端に蒼白い姿を現すと、藁の屋根に昇つて、東天を望んで居る一人が「ヨカ盆なう」と叫ぶと、隣りからも、又その隣りからも、皆、屋根の上で「ヨカ盆」「ヨカ盆」と合唱する様に返事をするのである。次第に高くのぼりゆく月は、家々の屋根に天を拜して居る切支丹信者を照してくれるのである、月の昇る前迄は、無人郷の如き家野の里も、何百何千といふ信者が、口々に「ヨカ盆」を唱へ、欣びに満ちた顔色が、明瞭に照し出されて来る。

邪教と罵られて迫害を受けた切支丹の信者達は、ひそかに家を抜け出て、三々伍々と、サンタ、カ

ラ、の聖堂の跡に集つて行く。聖地の廣場には黙々とした群集が立ちつゞけて居る、廣場に後れて入場の出来ない者達は、木の梢や、家の屋根から大和尚の合圖を、息を殺して窺つて見詰める。

大和尚とは、紅毛人の宣教師の代理見たやうなもので、宣教師のする仕事を神に仕へて勧めた、村中の人望あるものが、選み出されたのである。この大和尚が、祈禱を初めると、圓形をつくつて取巻く群集も、静な聲で、月光に濡れた姿のまま、サンタ、カラ、の爲め祈るのであつた、而して祈禱の一節が終りを告げると手拍子、足拍子面白く、盆踊の歌が高らかに隣り村にさへひびいて行くのである。

家野はヨカ／＼昔からヨカよ

サンタ、カラ、で日を暮らす

サンタ、カラ、神と、それを祭つた家野の聖堂の昔を思つて、切支丹信者が、毎年一回の盆祭と稱して、サンタ、カラ、を祭る事を忘れなかつたからである。盆踊の唄ふ音頭取の若者の聲は暖れて、月影は、知らぬ間に西に傾き、夜明を知らず鶏の聲が、朝霧の中から聞えた。

切支丹目附は、野良犬のやうに、鋭い眼光を投げかけて、村人と化け、村人は、改宗したるがごとく装つて裏面には、南蠻佛である聖像を禮拜しつゞけ、厳しい禁制の歲月の下に、日を送つて居た。

繪踏は、幕府に取つては重大なる年中行事の一つであつた、切支丹信徒であるか如何であるかを調べる爲には、南蠻佛である耶蘇や聖母マリア之像を鑄物にした神像を足にて踏む事であつた。踏まれる像は、初め紙に描かれてあつたのであるが、多人數の踏むことに依つて、破損しやすいところから、厚味のある板に、金屬牌の鑄物を嵌込んで用ゐるやうになつた。一定の場所、日時を定め役人の立會の下に、一人一人が、繪像を踏む、踏む状態に何等怪しきことなきと見とめた者は許され、萬一舉動不審のものは、直に捕縛されてしまふのである。足腰立たぬ病人は、その就寢の場所に迄、役人が持まはつて、繪踏板に足をあてさせ、赤子は親に抱へられて踏む事になつたのであつた。

繪踏は、繪踏或は踏繪と言はれた。その起りには、いろんな説があるが、長崎港草の踏繪之始が面白いと思ふ、夫れに依ると、寛永五戊辰の年、水野君の御時に、轉びの者を試し見ん爲に、切支丹宗門が最も尊信する掛繪の繪像を踏ませた事に初まり、翌年、竹中氏掛物、並に鑄物の銅像の有る分を版に彫られて、一般に踏ませた、同七年庚午の時、大阪より邪宗門の乞食が七十人送られて來た、これは、其頃大阪に於て、切支丹調査が嚴重なる爲に乞食非人となり隠れ信仰する程の執着深き者であつたから、大阪より長崎まで送り來り、その警固の武士及び通詞名村八左衛門を差添へて遠く呂宋國へ流罪とした、乞食非人等に至る迄、踏繪を行はせるは、此の因縁である、云々。水野君

とあるは水野河内守信之で、長谷川權六の後をつぎ寛永三年丙寅長崎奉行に就職、大に切支丹驅逐に意を用ゐ、耶蘇像を踏ましめて、簿冊に捺印し之を證せしめ、踏繪の法の濫觴を作つたのであつた、而して切支丹宗徒告訴人の賞金をも銀百枚となし、制札場に切支丹制札を掲げたので、之を囑託銀と呼んだ、河内守は三年在勤の後、五年戊辰の歳に、大阪町奉行に榮轉することを得た、此年の三月には、濱田彌兵衛兄弟が臺灣に航して、蘭人を縛して名を擧げた時であつた。竹中は、竹中采女正重次のこと、水野河内守に代つて奉行となつた豊後府内の城主である。切支丹の勢力を削ぐ爲に、唐寺崇福寺建立を、唐僧超然に許したりする一方、重次は切支丹訴人の賞金も大に増加した、彼の邪宗徒を憎む事甚しく、島原の温泉獄に送つて、熱湯を灌ぎ、穴中に倒懸し硫黄責等の苛酷なる刑罰を初め、後の島原亂の原因を作つたのであつた。九年壬申の歳、采女正重次は、罪を得て職を免ぜられ屠腹してしまつたのである。

浦上の繪踏の日取は、長崎の町中が濟むと、尋いで長崎代官所の郷村で、行はれるのであつた。正月十四日同十五日の二日間は、浦上村山里、正月十六日同十七日には、浦上村淵と定まつて居る浦上村山里は六郷より成つて居る、里郷、中野郷、本原郷、家野郷、平野郷、馬込郷。淵の方は十三郷がある、寺野郷、稻佐郷、船津郷、平戸小屋郷、水の浦郷、瀬ノ脇郷、飽ノ浦郷、岩瀬道郷、立神

郷、西泊郷、木鉢郷、小瀬戸郷、竹ノ久保郷で、現在の稻佐町關係を多く含んで居る。長崎代官所より手代、書役各一人、足輕二人が出張して、定められた日の時刻には、郷の乙名役に集合する村人の宅で、繪踏を初めさせる、乙名宅差支の節には、組頭の家で行ふ事になつて居た。乙名宅では、村役人が一人々々名前を讀上げると、村人等は、内庭に敷かれた席の上の聖像を、素足のまゝで踏む、手代は眼を光らして、様子如何にと、見届ける、足輕二人も監視をつゞけ、書役は筆を執る。

繪踏が終ると、長崎代官所へ差出したる踏繪名前帳の表紙の外題に改印を押捺するのである。浦上村は一體に切支丹宗門の危険地として睨まれて居たので、特に嚴重なる繪踏の式を設けて居たものである。此の繪踏を行ふ區域は、九州全土と、江戸のみに、初め頃は定められて居た、江戸では小日向町切支丹屋敷の一ヶ所、此處には、牢獄を設け、信徒を幽閉したのである。此の繪踏の法は、安政四年、諸外國と通商條約を締結するに及んで、和蘭國の領事の請に依り、翌年より廢され、繪踏哀話は、昔の語草となつてしまつたのである。

切支丹信者が死去した場合、その葬式は非常に面倒なものであつた。死者が出來ると、急いで、之を御水方に報知して御祈禱を頼む、死骸は外海の檜山で手織にした白木綿を着せ、棺の内には、小片

の赤布を入れて置く、樫山木綿は、日曜には絶對に、織る手を休むのであるから、その木綿には幸福あるものと信じた、赤布は、ローマの聖會は、天國の門に當るから、その門側の水で手を洗ひ淨め、赤布で手を拭いた上、天國の門を潜るといふ點から、起つた迷信であつた。

歿者があつた時には、必ず檀那寺である馬込の聖徳寺に届出でねばならなかつた、浄土宗のその寺の僧侶は、死人のあつた家に行きて、剃髪をさせ、脚絆と草鞋を足に穿かせ、三角形の頭陀袋には六文の錢を入れて首にかけ、讀經をするのであつた。切支丹の信者は、いかにも佛教徒の如き顔をして居た。頭陀袋をかけたものは、天國に這入ることが出来ぬと言つて、深夜、墓を發掘して、取りすてたりしたのであつた。尙亦、棺を埋める前に、僧侶の眼を盗んで、棺の蓋をあけたりする冒険をおかすのであつた。

墓石には戒名を彫付ける事を嫌つたりした、現存する浦上墓地の中に、文字一つ記してなき野石の大きなものを取捨いて、小石を取まいて置きならべたものがある、これは、切支丹禁止の時に、信者の墓を取除いた跡に、立てたものや、戒名を嫌つたよめの物で、年號姓名等全然不明になつて居るがその子孫は絶えず墓詣りに、花を竹の花立にさして来る、水仙、薔薇等の花類の植物を無名石の周圍に植ゑこんで居るものも相當にあるのである。

浦上村異宗之儀ニ付奉建言願書付

肥前國浦上村異宗之儀は元龜之頃より同所川上ニエキリン寺ト申唱候南蠻寺取建伴天連居住専ら耶蘇宗押弘メ來候處慶長之頃ニ至リ右宗門御嚴禁寺院ハ悉ク破却伴天連ハ歸國被郷は其節同寺ニ飯炊いたし居候同村百姓之由孫右衛門ト申もの離別を悲しみ何卒右宗門之極意傳授いたし吳(三字不明)永ク此地ニおゐても尊信いたし度旨懇願いたし候處伴天連より異宗ニ經文一卷を添授與いたし候由右孫右衛門之子孫連綿阮ニ同村中野郷吉藏ニ至る迄右宗密ニ執行一派ニ而大和尚より尊崇年年出來初穂より唱却而殺物之初穂並貫錢等取立信仰之ものえハ男女之無(一字不明)別天ニ異名を附遺し其外傳來之異法を村民共え説聞セ追々勢ひ盛大相成候處去辰年を地奉行ニ而一同召捕夫及吟味邪佛並經文等取上物領吉藏はじめ重立もの數十人繫獄いたし置候處過半於獄中病死一旦右宗門衰微之姿ニ相成居候處近年佛僧渡來天主堂取建候以來前ニ異宗之殘焰每發右ニ旨藏之餘類重立差加リ蠢愚之翁姪共を初メ込素より同村之義ハ蒙昧多欲之愚民多々文ニ神佛等を不尊之習風ニ致し候故いつれも混り迷ひ込密ニ黨を結び二十人或ハ三十人ツ、天主堂を參詣從前之異宗ニ過倍いたし村内所ニ天主堂を取建異佛を安置其外キリスト母子之像を額面ニ仕立諸事花麗ニ飾付益尊蒙右宗門之厚上傳ニ寄夫々佛僧より官を授ク其位階ニ寄ウラツシヨイナツシヨ等異佛並珠數其

外品々之經文を授け請耶蘇宗之奥儀を極メ前書吉藏ニ十倍之勢焰ニ而村中ハ不及申近村他領迄も
 隨從しもの(一字不明)廻し種々異說奇怪を爲説聞愚民共を勸メ込信仰爲致縁類を求メ血筋を便り
 て只管ニ勸メ込候ニ付市中ニも右宗體浸染いたし實に不可止之勢ニ付眺夏ニ至リ再び奉行より令を
 下し右村中之天主堂を取毀チ頭分之もの共追ニ逐捕糺明阮ニ嚴刑ニも可處之處邪徒洋僧或ハ佛岡士
 等先頼み込助命之儀願出候得共聞届候筋ニハ無之ニ付彼是論判中如何之次第ニ候哉舊將軍より寛典
 ニて處旨申來尤其節捕方之ものえも邪徒數百人徒黨竹槍棒等携立向ひ品々暴行および候得共
 其頃迄ハ於時勢強而誅戮も難差加乍切齒日月を送り來候處於當時も文ニ恐愕之氣色も相見へ不
 申候ニ付當 御惣督御着崎後も御時節柄等申聞參謀衆ハ勿論私共之内ニ而も度々厚く嚴諭差加
 候得共何分悔悟不仕候のミならず

×××××

×××××之御恩ハ此世限りニ而邪佛之恩澤無窮なるニハ比し難き様方外之愚意申募甚ニ(一字不明)
 其妻子弟之内幼年之ものを晝夜天主堂に寢食爲致種々經文を傳習請月ニ日曜日ニハ宮寄同宗之
 のニ而組を立寄り合何品に而も十文字之ものを拜し右宗門之廣大無量たるを唱し合異宗尊崇いたし
 候得は今世ニ而は災害を免れ死後ハライソより唱九天之上ニ生し不老不死に而最上之歡樂を極メ右

宗門を妙嫌候得ばインペルノより唱九地之下ニ生じ無限之苦楚を請候様申唱 彌凝固同志協力素よ
 り死を不顧ハ右宗門之習に而既ニ昨年中對州之浮浪岩村八郎其外村中ニ止宿陽ニハ右宗門ニ荷擔陰
 ニ村民共を鼓舞し候義も有之而論今般

王政御一新ニ付而て示後右體心得違之ものハ萬々無之咎ニ候得共此機會ニ乘し如何成惡輩か村中へ
 潛匿必死之愚民を説き勸メ何様之暴強可仕哉も難測蟻蟻之穴より堤も壞ル之古語も有之却而今
 寛大之御處置ハ後年之大患且△を設ケ萬民を刑場ニ導之道理ニも相當可申哉よ崎中之人員擧而痛
 心罷在候義に御座候 尤右村中ニ而も邪教を嫌候ものも有之候得共正宗之ものハ却而吉凶集會之
 席を除き種々校點を以困苦せしめ候ニ付不得止同意いたし候ものも不少候ニ付浸潤未深中主謀之と
 の兩三輩も死刑ニ被處候得ば死ハ眼前ニ而未來ハ想像ニ付落膽屹度改心可仕哉と愚考仕候ニ付近
 近御英斷嚴刑之御處置一同伏而奉 懇願候 誠恐誠惶 頓首
 謹言

慶應四年戊辰閏四月

長崎

取締役

浦上の切支丹

藥師寺久左衛門
 高島八郎兵衛
 後藤五郎左衛門
 岡田吉太夫
 吉村藤兵衛
 平井義十郎

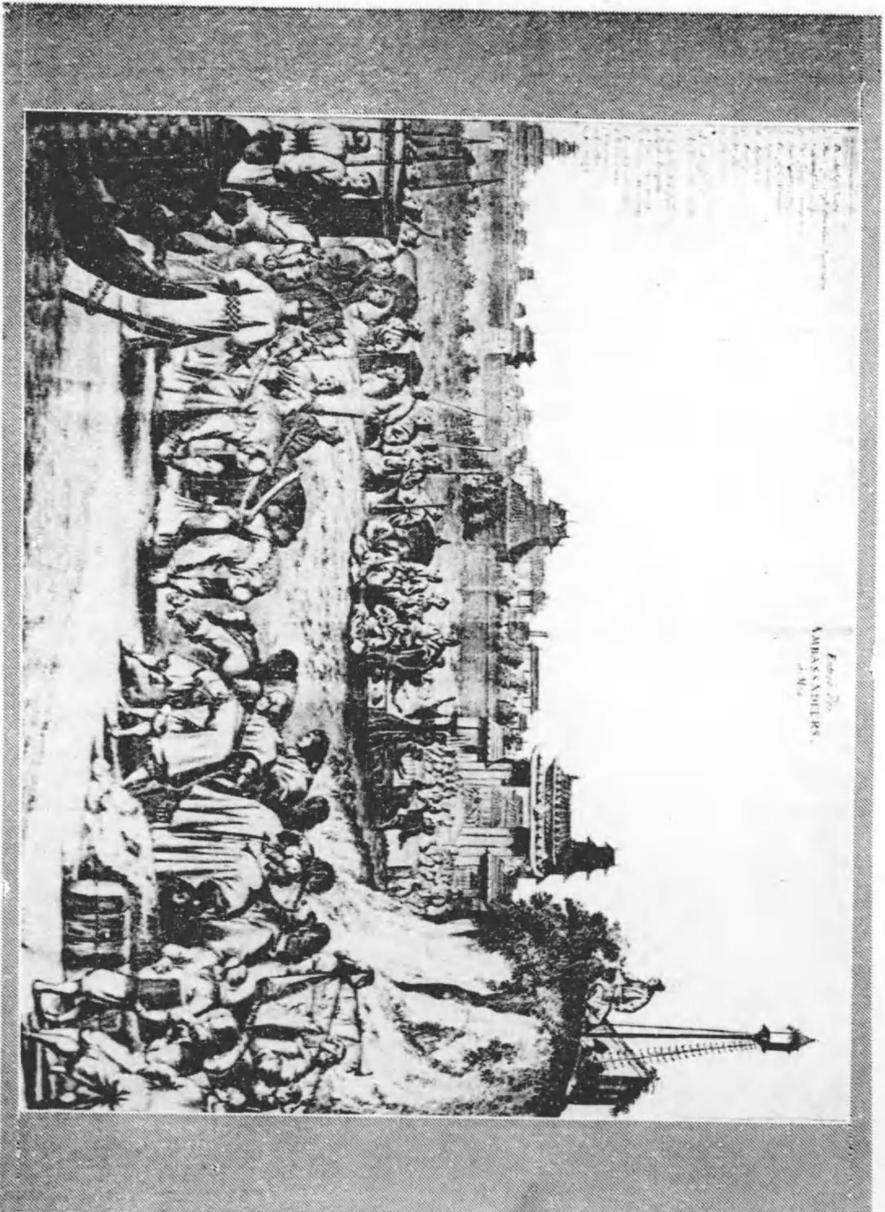
同

取締助役

竹内彌藤次
 諸熊祐之助
 山口源之進
 吉田鶴次郎
 葛田佐十郎
 伊東福太郎

久保山寛三
 尾上與一郎
 松田仙藏
 鶴田壽太夫
 野口豊太郎
 本木昌造
 松下平左衛門
 杉山友之進
 清田源八郎
 岩瀬徳兵衛
 横山又之丞
 額川保三郎
 岡田誠一
 中山眞吾

明治元年めいじごわんねんに當る慶應四年けいおうねんに至つても、切支丹宗門きせだんしゅうもんは、かくの如く憎惡にくみされねばならなかつた。



接迎の使蘭

行發年九十六百六千紀西誌本日ヌタソモ
(藏所者著)

長崎會所

寛永、元祿の兩度の改革の結果、長崎會所が生れたのであつた。今までは海外貿易を誰人でも、自由に行つて、巨額なる利を得て居たが、長崎會所が、唐、阿蘭陀の輸入品を、一手に買占め、又輸出品をも、長崎會所の手をへなければならぬやうな組織となつてしまつたのであつた。輸入品は長崎會所より、四ヶ所會所に賣渡したのである、四ヶ所會所とは、江戸會所、京都會所、大阪會所、堺會所、これに長崎會所を加へて、五ヶ所會所と言つたのである。輸出品は、四ヶ所會所及びその他の土地より買集めて、異國人に賣るのであつた。その頃、輸出品を、代り品、輸入品を持渡品と呼んで居た。此の輸出入品より生ずる利益金を、商法出割と名づけた、商法出割は、專賣特許のやうな、長崎會所の専有物であるだけ莫大な勘定であつた。一ヶ年の内に、幕府へ、運上金五萬兩を獻納し、砲臺、兵器、番所港内警備、町の諸費用は勿論、神社佛閣の保護としての維持費までも支拂ひ、七萬兩を受用銀、及び助成銀に支出したのである、役人の俸給が受用銀であつて、助成銀とは、地所所有者に與へる箇所銀、家屋現住者には箇所銀を給するものを言つたのであつた。

長崎人は、唐紅毛人に依る利益が、直接であつただけ、他の土地の人が、九夷八蠻として輕侮したのと相違つて、彼等を福神として敬愛した事は當然の歸結であつた。

長崎會所には、會所調役五人があつて、これは、町年寄の兼勤であつた、會所役人の他に、小吏

が居た。此の會所の御用商人が、五ヶ所本商人と言はれて居た、長崎では、

- △ 林 田 又 三 郎
- ◇ 中 野 用 助
- △ 安 富 勘 藏
- △ 宗 田 巳 之 助
- △ 林 丈 吉
- △ 岡 本 虎 松
- △ 森 田 丈 左 衛 門
- △ 松 岡 屋 長 左 衛 門
- △ 倉 本 七 右 衛 門
- △ 若 狭 屋 龍 藏
- △ 中 岡 屋 梅 之 助
- △ 吉 原 屋 權 兵 衛
- △ 長 岡 文 次 郎

○	△	◇	◎	⊙	⊕	⊖	⊗	⊘	⊙	⊕	⊖	⊗	⊘
竹	中	島	墨	川	野	八	京	木	原	三	惠	吉	鐵
野	川					文	屋	屋	田		美	田	屋
屋				本	口	字	仙	源	作	芳	須	屋	利
長				屋	屋	屋	竹	吉	太	屋	や	重	兵
兵	屋	屋	屋	屋	屋	屋	屋	屋	郎	屋		助	衛
衛	屋	屋	屋	屋	屋	屋	屋	屋					

塚

⊙	⊕	⊖	⊗		⊕	⊖	⊗	⊘	⊙	⊕	⊖	⊗	⊘
池	吉	大	日		岸	村	鍵	三	蔣	河	萬	野	武
田	本	塚	野		屋	上	屋	松	繪	內	屋	口	上
清	政	善	屋		勝	仁	仙	屋	屋	屋	清	屋	屋
兵	次	右	七		五	十	助	卯	卯	作	兵	忠	治
衛	郎	衛	右		郎	郎		兵	兵	五	衛	太	右
		門	衛					衛	衛	郎	衛	郎	衛
			門										門

大阪

◇	工	金	△	羽	余	羽	命	命	久	◇	
小	藤	辰	富	日	吉	株	株	山	中	北	株
西	巳	山	野	川	返	返	返	口	村	浦	倉
宗	屋	屋	屋	屋	上	上	上	茂	茂	喜	數
助	味	與	久	藤	野	野	野	兵	吉	三	權
	右	兵	太	次	榮	榮	榮	衛	郎	郎	兵
	衛	衛	郎	郎	一	一	一				衛
	門	門			郎	郎	郎				

羽	余	命	分	①	途	羽		反	△	余	矣
安	大	荒	長	名	天	木	能	三	山	山	辻
田	阪	木	田	古	王	下	登	枝	脇	中	田
屋	屋	孝	屋	屋	寺	宇	屋	九	屋	伊	利
△	六	之	忠	佐	屋	十	勝	兵	又	右	兵
太	左	助	次	兵	佐	郎	堂	衛	平	衛	衛
郎	衛		郎	衛	兵			門	右	門	
	門				衛				衛		
									門		

炭	屋	孝	七
改	河	邊	吉
兵	衛	門	
桔	梗	屋	萬
右	衛	門	
鐵	屋	祐	一
郎			

これは、享和三年癸二月鈴田屋與兵衛所持、河内屋和助書寫したものであるから、享和の頃の會所商人である事は言ふ迄もない。

長崎會所全般に渡る研究は、後日に譲る事として、會所迫番勤方申上書と、運上金の事を記録より轉載して見る

會所泊番勤方並御取締之儀申談候趣申上候書付

書面會所泊番勤方等之儀兼て伺之通相心得永く規則不相弛様嚴重可相達旨を仰渡奉辰日

會所泊番之儀は請拂役二人役所番一人筆者二人小役一人藏番金銀見之内一人筆者手傳二人小使四人日雇廻り番添番ニ而四人都合十七人泊番相勤交代之儀ハ暮六ツ時泊番之者出勤仕當番より引繼を請夜分廻り方之儀は右筆者小役以下之者二人宛日雇廻り番之者召連一時四度宛廻り方仕來候

儀ニ御座候處去る酉年拂方御藏之儀ハ盗賊忍入候儀泊番之者心付不申全く廻り方不行届奉恐入候仕合御座候間其後請拂役共を始役所番以下之者共廻り方入念候様趣嚴敷相達置候處猶又此節御金藏之盗賊忍入候儀心付不申段重々奉恐入候儀ニ御座候隨て向後御取締筋之儀左ニ取調申上候

一請拂役泊番二人共暮六ツ時出勤仕候上當番之者え交代仕夜番役所番筆者以下之者出勤届帳ニ銘々名印相記候を見届一時ニ四度宛廻り方仕來候處右廻り方行届兼候ニ付以後之儀ハ請拂役を始筆者以下十七人之者を八人九人等夜ニ相分一ノ組二ノ組等夜半代りニ相極一ノ組之者暮七ツ時より八ツ時迄一同立關當番詰所え爲相詰先格之通一時ニ四度ツツ拍子木を打爲相廻八ツ時より二ノ組之者引代り翌朝迄相詰右同様無怠慢廻り方之儀泊番請拂役より差圖爲仕廻り方怠り候者有之節は前夜之模様何事ニ不寄委敷相認翌日目附吟味役當番者え相届候様取計申可事

但小役一人藏番金銀見ニ而一人勤ニ付右四役二人ニ而半夜代り合可相勤事

一表門出入有之節ハ門鍵泊番請拂役手許之有候を當番座え詰合罷在候筆者以下之内え相渡一人宛出入立會是迄之通夜番之者出勤相揃候上ハ門戸一切無用之者出入不爲仕無據出入有之節は筆者以下

- 一 銀六百貫目 寶曆九卯年上納
- 一同六百貫目 同 十辰年上納
- 一 銀六百貫目 同 十二年上納
- 一同六百貫目 明和元申年上納
- 〆二千四百貫目

例格上納金

一 長崎例格上納金之儀は先年は無之儀ニ御座候 尤前々長崎拜借金返納滞金寛延元辰年御改高二十一萬三千五百兩餘有之候を同年より一ケ年一萬五千兩ツツ十四ケ年賦返納ニ被仰付側右金高寶曆十一巳年迄皆反納 仕 候處 右引付を以寶曆十二年より別段ニ會所銀之内より一萬五千兩宛上納可仕 旨寶曆十辰年御奉行所 正木志摩守様御在勤之節左之通御下知之 趣被仰渡候

長崎年賦上納銀去卯年迄金一萬五千兩宛年々大阪御藏へ相納 來 今辰巳兩年右之通相納候ハ二三百貫目餘相殘 候依之其分右兩年之割合せ上納可 致候翌午年より別段ニ長崎會所銀之内より

金一萬五千兩宛大阪御金藏へ上納可 致段今般御下知有之候間其旨可相心得候

右之趣可申渡候

辰二月五日

右之通被仰渡候ニ付寶曆十二年より當申年迄三十八ケ年一ケ年一萬五千兩宛都合金高五十七萬兩上納 仕 候 尤 右 上 納 方 之 儀 明 和 四 亥 年 迄 是 皆 金 上 納 仕 來 候 處 會 所 銀 繰 ため 明 和 五 子 年 以 來 是 鑛 銅 並 御 用 棹 銅 紅 毛 銀 錢 唐 金 等 取 交 上 納 可 仕 旨 被 仰 渡 候 二 付 年 々 其 繰 合 を 以 品 々 取 交 上 納 仕 候 初 發 更 當 申 年 迄 上 納 高 內 譯 左 之 通 御 座 候

但天明二寅年は紅毛船入浦無之會 所銀繰差支 候故諸上納金一式御容赦 奉 願 候

寶曆十二年より天明元丑年迄二十ケ年
寅年は上納不在翌卯年より寛政十二申年迄都合三十八年一萬五千兩宛上納

合金五十七萬兩

此内譯

- 十六萬九十八兩餘 小判
- 三萬九千五百八十三兩餘 鑛銅
- 十二萬二千四百九十三兩餘 棹銅
- 七萬九千九百二十二兩餘 二朱判
- 十一萬三千二百七十八兩餘 唐金銀
- 六萬二千六百十九兩餘 紅毛銀錢

別段上納金

一別段上納金五千兩之儀明和七寅年御奉行所新見加賀守様御在勤之節是迄年々相納候上納金一萬五千兩之夕別段金五千兩宛上納可仕旨左之通被仰渡候

後藤 惣 左衛門
惣 町 年 寄 え

是迄年々相納候長崎會所上納金一萬五千兩之外別段金五千兩宛當年より大阪御金藏之年々可相納候右ニ付以來阿蘭陀銀錢二百貫目餘宛本商賣内え持渡せ其分銀錢買留候代銀積りを以是迄之上納金一萬五千兩之内え銅座銀銅取交可相納候若阿蘭陀銀錢持渡無之候類又ハ唐船入津間違ニ而會所銀線差支候年は右別段上納金五千兩之儀は御免之積相心得尤其節可相伺候右之趣被仰渡候間將其達會所之者えも可申渡置候

寅七月廿八日

右之通被仰渡候ニ付明和七寅年より天明元丑年迄十二ヶ年之間一ヶ年五千兩宛六萬兩之高は無滞相納候處天明二寅年紅毛船入津無之會所銀線差支候ニ付寅年分は濟損之儀申上卯年分は辰年ニ至會所え有合候唐金紅毛銀錢等差交相納辰年分は同年二朱判ニ而相納巳年分も同年二朱判ニ而相納午年分迄は會所有合之唐金取交一ヶ年五千兩宛上納仕候處去ル寅年紅毛船入津缺年以來唐船入津も不進ニ而次第ニ會所銀線差支ニ故天明七未年ニ至り候而者此上納金五千兩並増上納金七千兩都合一萬二千兩之内え五千三百六十兩餘會所有合之唐金ニ而内納被仰付其後彌會所銀線差支上納等之手當如相成ニ付天明八申年

長崎會所

御奉行所水野若狹守様御在勤之節當分右増上納差免レ候段左之通被仰渡候

會 所 調 役
惣 町 年 寄 々

當地の儀去ル寅年紅毛船入津不致其後は引續入津致候得共積荷物致不足唐船之儀も近來入津相
後其上唐物不景氣ニ而會所之入銀相減 銀線差支 會所手薄ニ候得ハ商賣方猶以差支之筋ニ
も相成當表相續方 如致趣 自分共より申 上置候處 然ル上は以後之儀奉行受用物調物等も省
略いたし地役人受用を始 諸渡 方其年會所之入銀高割合を以 相渡 會所銀之供相立つ様可致
事ニ候 尤御時節柄之儀其上右納金は外ニ御手當ニも相成候事故 御免難被爲成事ニ候得
共格別之御儀を以 増上納金都合一萬五千兩當分御免被遊候段今般被仰出 候間嚴重ニ致出精
御時節柄をも御儀なく被遊御免候御 趣 定 相立會 所元立取置し品々上納相進 候様入念勘辨
可致 旨被 仰渡候然ル上は此後之儀唐紅毛商賣方之驅引役筋之者共一同ニ相勵ミ會所元立取置
候様可致候 尤右之通御時節柄上納金をも 御免被仰出候程之儀ニ付立直り候迄之内は受用銀等
も其年入銀高ニ隨ひ 渡 方可致 間 其旨相心 得是迄 仕 來之内何事ニよらず 勘辨之上省 略 致

會 所 銀 出 方 相 減 候 様 計 猶 又 入 銀 相 増 候 様 之 勘 辨 出 精 可 致 候 會 所 元 立 相 直 り 候 ハ 早 速 ニ
も 諸 出 方 是 迄 之 通 可 取 計 儀 ニ 付 存 寄 有 之 者 ニ ハ 其 役 々 申 立 取 直 候 様 可 致 候 當 地 相 續
方 之 儀 を 以 御 時 節 柄 之 御 儀 なく 上 納 金 御 免 被 仰 出 候 儀 難 有 奉 存 冥 加 之 程 を 存 候 而 一 統
出 精 いた し 此 後 早 上 納 相 進 候 様 致 候 猶 又 追 々 省 略 等 之 儀 は 可 申 付 候 間 其 旨 可 相 心 得 候
右 之 趣 其 方 共 得 等 承 知 之 上 會 所 役 人 を 始 末 之 役 儀 相 勤 候 者 迄 不 漏 様 可 申 渡 候
長 崎 會 所 は 長 崎 在 住 人 の みの 餘 澤 で なく 幕 府 の 納 め る 利 得 の 露 も 大 した も の であ つ た が 會 所 に
對 して は 臨 時 附 加 税 の や う に 増 上 納 金 別 途 増 上 納 金 を 徴 收 した の だ る 。 か く し て 長 崎 會 所
は 一 地 方 の 商 業 機 關 に 限 ら ず 幕 府 の 爲 め に は 最 も 有 力 な る 財 源 だ っ た の だ る 。

寬政六年歲計豫算表

歲 入

一銀一萬四千八百八十一貫三百目

內

七千九百二十三貫二百二十目

唐商法元代並利益 利益十七割

長崎會所

南 登 長 崎 草

三千六百九十二貫目 蘭商法元代並利益 利益四十五割
 千五百貫目 米代
 百八十貫五百三十目 地方租稅
 五百二十三貫六百十匁 本途銀ニ屬スル雜入
 三百七十八貫目 三分掛り銀
 百五十六貫目 荷物三分掛入銀
 三百九十三貫二百五十目 諸返納取立銀
 九貫百四十目 俵物諸色代口銀
 四貫目 新地藏修覆用意銀
 百十貫目 關所並召上物銀
 七貫三百目 御米方出入伸使賃銀
 五貫二百五十目 人參代銀
 歲出
 一銀一萬六千五百四貫九百六十一匁

内

九百貫目 上納金一萬五千兩分
 四十四貫五百目 町年寄並宿老幕府へ獻品
 代隔年に付平均一ヶ年分
 三千三百七十二貫六百二十目 唐蘭渡シ銅代及銅山手當
 銀及銅代延納年賦銀等
 四千三十八貫四百三十八匁 唐船商賣代リ品代其他
 唐船唐館廉一館ノ諸費
 七百九十九貫二百八匁 蘭船代リ品代其他幕府
 參候路費出島家賃等
 二百四十五貫九百目 奉行御代官會所調役
 町年寄へ唐蘭八朔銀
 九貫目 長崎掛リ江戸諸役人調物代
 五十二貫四百八十五匁 奉行家中受用
 二千九百九十五貫三百二十目 地役人受用銀扶持米給米代
 五十三貫四百目 加役料褒美銀等
 五十八貫九百二十目 旅費
 二百五貫百二十七匁 絲代其他宿老給與
 二十貫目 江戸人參座手當

千五百貫目 諸役人拜借米代並
 市中へ拂下米代
 百八十貫五百三十目 地方租稅幕府へ上納
 八百六十九貫五百十匁 市中へ配與箇所竈銀
 二十五貫三百八十九匁 寺社給與
 三十貫六百九十目 貧民救助米代
 五百目 勾當上京助成銀
 十七貫四百九十五匁 地役人長屋修繕料並宿料
 四百五十貫五百二十目 唐船寺社へ寄進及諸方へ贈品代
 三十四貫五百目 寺社地役人及神事町へ贈品代
 三十四貫五百目 寺社地役人及神事町へ貸與金
 百六十一貫五十五匁 諸役所修繕費
 四百三十九貫八百五十四匁 諸役所及諸方雜費
 差
 一銀千二百二十三貫六百六十一匁 支出超過

本途銀とあるは、唐蘭船本賣、蘭船追賣、同脇荷物、會所請込用物殘、同調進殘、商賣物出銀、五ヶ所割符白絲生絲代、銅價銀、會所出銀、絲口銀、朱代、鈇代、座渡明凡代、諸役人調物代、町年寄獻上端物代、對州平戸除物代、地役人拜借米及び市中拂下米代、地方租稅等を含むものである。三分掛り銀とは、唐蘭荷物が商人落札したる代金の外、百分の三を上納せねばならぬ金である。荷物三分掛入銀、これは、唐船藥種荒物毎に、百斤に三斤づつを加へしめ、商人へは、現量を以て代金を納めしめる、その差量の代金を言ふ。俵物諸色代口銀は二七銀の事で、會所直仕入の外は、諸色代銀百目に銀二匁七分及び刻茯苓は五匁並蘭船買歸り、銅針金錢等の出目直達等の分である。新地藏修覆用意銀は、唐船宿町日雇賃の内、每船銀二百目、及び藏敷料より支出させた。御米方出入仲仕賃銀は、會所買入米、市中拂下米等、肥後米は、一石銀四分豊後米は四分五丁を收入として居たのであつた。

南蠻長崎草

大正十五年十一月三十日印刷
大正十五年十二月三日發行

南蠻長崎草

(定價金參圓貳拾錢)

著者 永見德太郎

東京市日本橋區通四丁目五番地

發行者 和田利彦

東京市芝區愛宕町二丁目十四番地

印刷者 植田庄助

東京市芝區愛宕町二丁目十四番地

印刷所 常磐印刷株式會社



著者印

發行所 春陽堂

東京市日本橋區通四丁目五番地
(電話大手五・四二一〇)
(振替口座東京一六一七)

449



終